

新潟県条例第49号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表（第3条関係） (1)～(5)（略） (6) 土木部関係					別表（第3条関係） (1)～(5)（略） (6) 土木部関係				
	対象となる事務	名称	区 分	金 額		対象となる事務	名称	区 分	金 額
(略)					(略)				
36	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定（同法第9条第1項の規定による申請に係るものを除く。）の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画画変更認定申請手数料	(1) 建築をしようとする住宅が一戸建てである場合  (2) 建築をしようとする住宅が共同住宅等である場合	1件につき 3,800円(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、建築確認等手数料額に3,800円を加えた額)  1件につき、次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）を、申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (1)～(8)（略）	36	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定（同法第9条第1項の規定による申請に係るものを除く。）の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画画変更認定申請手数料	(1) 建築をしようとする住宅が一戸建てである場合  (2) 建築をしようとする住宅が共同住宅等である場合	1件につき 3,800円(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、建築確認等手数料額に3,800円を加えた額)  1件につき、次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）を、申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (1)～(8)（略）
(略)					(略)				
39	都市の低炭素	低炭素建		1件につき、次に掲げる額を合算し					

<p>化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>た額（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）</p> <p>(1) 一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅以外の建築物のうち住戸の部分(以下「住戸等」という。)については、次に掲げる額</p> <p>ア 住戸等の数（以下「住戸数」という。）が1戸のものについては、32,200円（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の基準に適合するかどうかの審査（以下「技術審査」という。）を行わない場合にあっては、5,700円）</p> <p>イ 住戸数が1戸を超え5戸以内のものについては、65,900円（技術審査を行わない場合にあっては、12,400円）</p> <p>ウ 住戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、91,200円（技術審査を行わない場合にあっては、</p>
---	------------------------	---

18,400円)

エ 住戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、126,700円(技術審査を行わない場合にあつては、28,000円)

オ 住戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、180,300円(技術審査を行わない場合にあつては、44,300円)

カ 住戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、256,700円(技術審査を行わない場合にあつては、76,200円)

キ 住戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、346,400円(技術審査を行わない場合にあつては、118,300円)

ク 住戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、452,900円(技術審査を行わない場合にあつては、148,400円)

ケ 住戸数が300戸を超え

るものについては、531,200円（技術審査を行わない場合にあつては、158,000円）

(2) 建築物のうち住戸等以外の部分であつて、技術審査のうち外壁、窓その他の部分を通しての熱の損失の防止に関する基準に適合するかどうかの審査を要しないもの（以下「熱損失審査を要しない部分」という。）については、次に掲げる額

ア 床面積が300平方メートル以内のものについては、100,000円（技術審査を行わない場合にあつては、10,300円）

イ 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものについては、165,400円（技術審査を行わない場合にあつては、27,600円）

ウ 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものについては、255,600

円（技術審査を行わない場合にあつては、75,700円）

エ 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものについては、327,300円（技術審査を行わない場合にあつては、117,800円）

オ 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のものについては、390,500円（技術審査を行わない場合にあつては、147,900円）

カ 床面積が2万5,000平方メートルを超えるものについては、454,300円（技術審査を行わない場合にあつては、184,000円）

(3) 建築物のうち住戸等以外の部分であつて、技術審査のうち外壁、窓その他の部分を通しての熱の損失の防止に関する基準に適合するかどうかの審査を要するもの（以下「熱損失審査を要する部分」とい

う。)については、次に掲げる額

ア 床面積が300平方メートル以内のものについては、218,600円（技術審査を行わない場合にあつては、10,300円）

イ 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものについては、348,900円（技術審査を行わない場合にあつては、27,600円）

ウ 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものについては、495,200円（技術審査を行わない場合にあつては、75,700円）

エ 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものについては、606,500円（技術審査を行わない場合にあつては、117,800円）

オ 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メ

				<p>メートル以内のものについては、714,200円（技術審査を行わない場合にあつては、147,900円）</p> <p>カ 床面積が2万5,000平方メートルを超えるものについては、814,700円（技術審査を行わない場合にあつては、184,000円）</p>
40	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>(1) 住戸数の増加又は熱損失審査を要しない部分若しくは熱損失審査を要する部分の床面積の増加をしようとする場合</p> <p>(2) その他の場合</p>	<p>増加をしようとする住戸数又は熱損失審査を要しない部分若しくは熱損失審査を要する部分の床面積に応じて39の項と同じ方法で算出した額とする。</p> <p>1件につき、次に掲げる額を合算した額（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用す</p>

る同法第54条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額)

(1) 住戸等については、次に掲げる額

ア 住戸数が1戸のものについては、16,100円（技術審査を行わない場合にあっては、2,900円）

イ 住戸数が1戸を超え5戸以内のものについては、33,000円（技術審査を行わない場合にあっては、6,200円）

ウ 住戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、45,600円（技術審査を行わない場合にあっては、9,200円）

エ 住戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、63,400円（技術審査を行わない場合にあっては、14,000円）

オ 住戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、90,200円（技術審査を行わない場合にあ



っては、  
22,200円)

カ 住戸数が50  
戸を超え100  
戸以内のもの  
については、  
128,400円(技  
術審査を行わ  
ない場合にあ  
っては、  
38,100円)

キ 住戸数が  
100戸を超え  
200戸以内の  
ものについて  
は、173,200  
円(技術審査  
を行わない場  
合にあって  
は、59,200円)

ク 住戸数が  
200戸を超え  
300戸以内の  
ものについて  
は、226,500  
円(技術審査  
を行わない場  
合にあって  
は、74,200円)

ケ 住戸数が  
300戸を超え  
るものについ  
ては、265,600  
円(技術審査  
を行わない場  
合にあって  
は、79,000円)

(2) 熱損失審査を  
要しない部分に  
ついては、次に  
掲げる額

ア 床面積が  
300平方メー  
トル以内のも  
のについて  
は、50,000円  
(技術審査を  
行わない場合  
にあっては、  
5,200円)

- イ 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものについては、82,700円（技術審査を行わない場合にあっては、13,800円）
- ウ 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものについては、127,800円（技術審査を行わない場合にあっては、37,900円）
- エ 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものについては、163,700円（技術審査を行わない場合にあっては、58,900円）
- オ 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のものについては、195,300円（技術審査を行わない場合にあっては、74,000円）
- カ 床面積が2万5,000平方メートルを超えるものについては、227,200円（技術審査を行わ

ない場合にあ  
っては、  
92,000円)  
(3) 熱損失審査を  
要する部分につ  
いては、次に掲  
げる額  
ア 床面積が  
300平方メー  
トル以内のも  
のについて  
は、109,300  
円（技術審査  
を行わない場  
合にあつて  
は、5,200円）  
イ 床面積が  
300平方メー  
トルを超え  
2,000平方メ  
ートル以内の  
ものについて  
は、174,500  
円（技術審査  
を行わない場  
合にあつて  
は、13,800円）  
ウ 床面積が  
2,000平方メ  
ートルを超え  
5,000平方メ  
ートル以内の  
ものについて  
は、247,600  
円（技術審査  
を行わない場  
合にあつて  
は、37,900円）  
エ 床面積が  
5,000平方メ  
ートルを超え  
1万平方メー  
トル以内のも  
のについて  
は、303,300  
円（技術審査  
を行わない場  
合にあつて  
は、58,900円）  
オ 床面積が1

			<p>万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のものについては、357,100円(技術審査を行わない場合にあつては、74,000円)</p> <p>カ 床面積が2万5,000平方メートルを超えるものについては、407,400円(技術審査を行わない場合にあつては、92,000円)</p>	
(7)～(9)	(略)		(7)～(9)	(略)

**附 則**

この条例は、平成25年1月1日から施行する。